

税務・会計便り

～軽減税率対策補助金について～

軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際、その経費の一部を補助する「**軽減税率対策補助金**」の制度があります。



複数税率対応として、**2つの申請タイプ**があります。

A型 複数税率対応レジの導入等支援

レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売している事業者が、複数税率に対応するためのレジの新規導入や、既存のレジの改修を支援します。

補助率・・・①導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合 → 3/4
②導入費用が3万円以上の場合 → 2/3
③タブレット等の汎用機器 → 1/2

補助額上限・・・**レジ1台当たり20万円**。さらに、新たに商品マスタの設定や機器設置に費用が発生する場合は、1台につき20万円を加算。**複数台を導入する場合、1事業者当たり200万円を上限**。

補助対象・・・レジ本体、レジ付属機器、機器設置に要する経費、商品マスタの設定費用

申請期限・・・**平成31年12月16日までに交付申請書を提出**
(平成31年9月30日までにレジの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象)

B型 受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を用いて軽減税率対象商品を取引する事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替えを支援します。

補助率・・・2/3

補助額上限・・・①小売事業者等の発注システムの場合：1,000万円
②卸売事業者等の受注システムの場合：150万円
③発注システム・受注システム両方の場合：1,000万円

補助対象・・・電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修、現在利用している電子的受発注システムからの入替え、必須となる商品マスタ、必要となる改修・入替え

申請期限・・・①**システム改修等の場合**：平成31年6月28日までに交付申請書を提出。交付決定を受けた後、平成31年9月30日までに受発注システムの改修・入替えと支払を完了。平成31年12月16日までに事業完了報告書を提出。
②**パッケージ製品・サービスを自ら購入した場合**：平成31年12月16日までに交付申請書を提出（平成31年9月30日までに受発注システムの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象。）

(国税庁パンフレット参照)

リースによる導入も補助対象となります。詳細はお問い合わせ下さい。



[http://www.sugiura - kaikei.jp](http://www.sugiura-kaikei.jp)

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100